

## 特定非営利活動法人遊佐鳥海観光協会定款（抜粋）

### 第3章 会員

#### （種別）

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 特別会員 本会の事業に関係ある機関、団体役員及び学識経験を有するもので理事会が推薦した者
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、支援、協力がある者で、議決権を有しない個人又は団体

#### （入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### （入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### （会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を支払わず、また支払いに応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

#### （退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### （除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### （抛出金品の不返還）

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。